

宇部工業高等専門学校後援会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、宇部工業高等専門学校後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、会長が指定する場所に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、宇部工業高等専門学校における教育の充実と振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学修の援助
- (2) 課外教育活動の援助
- (3) 就職の援助
- (4) 学生の福利厚生への援助
- (5) 正会員の弔慰
- (6) 教育研究の奨励のための寄付
- (7) その他運営上必要と認められること。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 宇部工業高等専門学校に在学する学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会を希望し、役員会の承認を得た者(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理 事	30名以内(うち常任理事若干名)
監 事	2名

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、重要案件を処理する。
- (4) 常任理事は、日常案件を処理する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

第8条 役員の仕事は、1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了となっても、後任者が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

第9条 役員の仕事は、次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、役員会の推薦によって選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 理事及び監事は、総会の議を経て、会長が委嘱する。

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べるることができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回学年始めに開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

第12条 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

- (1) 会務報告
- (2) 予算、決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の委嘱
- (5) その他会長が必要と認める事項

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算
- (2) 会則の改廃
- (3) 会長及び副会長の選出
- (4) その他重要な事項

第14条 総会は、正会員の過半数（委任状を含む。）をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(経費及び会費)

第15条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもって、これにあてる。

第16条 正会員の入会金は、10,000円とし、入会の際に納付する。

第17条 正会員の会費は、在学生1人につき、年額17,000円とし、4月に納付する。ただし、4月及び10月の2回に分けて納付することができる。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和45年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、昭和46年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、昭和49年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年4月12日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成5年4月9日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成6年4月11日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成13年4月10日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成14年4月9日から施行し、平成14年4月1日から適用する。